

# 日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資

全部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1417号  
改正：平成25年12月20日農林水産省告示第3084号  
改正：平成27年3月9日農林水産省告示第512号  
改正：平成27年3月27日農林水産省告示第714号  
改正：平成30年3月29日農林水産省告示第695号  
最終改正：令和元年8月15日農林水産省告示第677号

素材及び乾燥処理又は保存処理を施していない製材をいう。

最終改正文（令和元年8月15日農林水産省告示第677号）抄  
令和元年11月13日から施行する。